

中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託に係る建設局
測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託

2 公募期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月10日（水）まで

3 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1) 委員名簿（敬称略・順不同）

委員氏名	役職等
福田 知弘	大阪大学 教授
藤原 直樹	追手門学院大学 教授
久保田 善明	富山大学 教授

(2) 選定委員会の開催日

令和8年3月23日、令和8年3月27日

(3) 審査基準

資料1、2

(4) 参加表明を行った事業者

0者

資格審査基準

(中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
参加表明書の経験及び能力	資格要件	技術部門登録	建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者が建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、かつ令和8・9・10年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。	
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容 平成28年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績を有していること。 共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により、下記の規定業務1かつ規定業務2について、元請として従事した業務実績を有していること。 【規定業務】 1.橋梁を含む夜間景観計画に関する検討業務 2.橋梁のライトアップ照射実験業務	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容 次のア～エのいずれかに該当すること。 ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設—都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。） ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。 エ RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容 平成28年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務1または規定業務2について、元請の技術者として従事した実績を有していること。 共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。 【規定業務】 1.橋梁を含む夜間景観計画に関する検討業務 2.橋梁のライトアップの実施に向けた社会実験または設計業務	様式-5を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数 全ての手持ち業務（管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務）の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する	

配置予定技術者の経験及び能力	照査技術者	資格要件	技術者の資格、その専門分野の内容	<p>次のア～エのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。</p> <p>イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。）</p> <p>ウ 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。</p> <p>エ RCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有し、登録を受けている者。</p>	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	<p>平成28年度以降の官公庁発注による、下記の規定業務1または規定業務2について、元請の技術者として従事した実績を有していること。</p> <p>共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。</p> <p>【規定業務】</p> <p>1.橋梁を含む夜間景観計画に関する検討業務</p> <p>2.橋梁のライトアップの実施に向けた社会実験または設計業務</p>	様式-5を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	担当技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	<p>平成28年度以降の官公庁発注による「橋梁のライトアップ演出に関するデザイン業務もしくはデザイン監修業務」（規定業務）について、デザイン監修の技術者として従事した実績を有していること。</p>	様式-5を審査する
業務実施	業務実施体制の妥当性			<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が主たる部分の場合。 ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 <p>※業務の主たる部分とは、 本業務における印刷などの軽微な業務を除く部分とし、事業管理、設計管理、契約事務支援等の各種管理に関する業務とする。</p>	様式-3を審査する

技術提案書評価基準

(中之島等に架かる橋梁のライトアップ調査検討業務委託)

参加表明書の提出者の技術提案書評価基準は、以下のとおりとする。

(1) 評価要領および評価表

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑮の項目毎にA、A'、B、B'、Cの5段階とし、それぞれ次のように点数を計算して100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

〈計算方法〉

A の場合は、配点 × 5 / 5 点

B の場合は、配点 × 3 / 5 点

A' の場合は、配点 × 4 / 5 点

B' の場合は、配点 × 2 / 5 点

C の場合は、0 点

<p>特定 テーマ1</p>	<p>内容</p>	<p>中之島エリアでは、大阪府・大阪市・経済界等が連携し、護岸・樹木・橋梁・周辺建物等のライトアップを実施することで、水都大阪の特性を活かした夜間の都市景観を創出している。こうした取組により、水辺の魅力向上や舟運の活性化、国内外からの集客促進を図り、まちのさらなる活性化が期待されている。</p> <p>現在、中之島エリアにおいては、13橋のライトアップを実施しているが、古くからライトアップを実施してきたことにより、機器の経年劣化が進んでおり、今後、計画的なライトアップ機器のリニューアルが必要である。</p> <p>ライトアップ整備を進めるにあたっては、「大阪光のまちづくり 2030 構想」に基づくエリアコンセプトや周辺景観に調和したデザイン等との整合性を確保するとともに、護岸・樹木・周辺の建物等さまざまな施設と一体的なライトアップを実施する必要がある。さらに、大阪府では、令和8年度以降のライトアップ整備に向け、令和7年度に既存護岸ライトアップ施設等の現状把握や大規模リニューアルに向けた中之島全体のコンセプト、整備手法等の調査検討が実施されている。</p> <p>このような中之島エリアにおける現状や周辺を取りまく状況などを踏まえた上で、中之島にかかる橋梁のライトアップのリニューアル計画を策定するにあたっての課題や留意点を挙げるとともに、課題解決に向けた対応策とその検討プロセスを提案してください。</p>
<p>特定 テーマ2</p>	<p>内容</p>	<p>八軒家浜を中心とするエリアでは現在、八軒家浜船着場を拠点として多数の船舶が運航しているほか、水辺の観光拠点としての魅力向上および発信を目的に「水と光のウォーターショー」が実施されている。また、大阪の象徴である浪華三大橋（難波橋・天神橋・天満橋）についても、夜間景観の向上を図るためライトアップが実施されている。</p> <p>水都大阪のシンボルゾーンに位置付けられる本エリアにおける護岸、樹木、周辺建築物等の関連施設と一体となったライトアップを重点的かつ戦略的にリニューアルすることにより、夜間景観の質の向上、回遊性の向上および観光・賑わい創出等の事業効果の最大化が期待される。</p> <p>そうした中で、橋梁のライトアップ整備にあたっては、各橋梁の構造的特性および意匠上の特徴を踏まえ、川沿いの遊歩道、周辺施設、船上、橋上等の多様な視点場からの見え方を整理するとともに、周辺景観との調和等の条件を総合的に勘案し、一体的な「光の景観」を念頭に置く必要がある。</p> <p>そこで、八軒家浜を中心とするエリアに位置する浪華三大橋をライトアップリニューアルするにあたって、各橋のそれぞれの特徴を踏まえつつ、ライトアップ整備における課題や留意点をそれぞれの橋梁毎に挙げるとともに、課題解決に向けた対応策とその検討プロセスを提案してください。</p>

〈評価シート〉

評価シート								
評価項目		評価の着眼点	配点			備考		
			項目別	複数時配分	項目別配分			
者の 能力 配置 経験 及び 技術	管理 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績	15	10	5	①		
		専任性（他の業務との兼任状況）			5	②		
	照査 技術者	過去 10 年間の規定業務の実績			5	5	③	
		担当技術者			過去 10 年間の規定業務の実績	15	15	15
表・ その 他	実施 方針 ・ 工程	業務の 理解度	20	5	5	⑤		
		業務実施手順 (フロー・工程 表)			実務手順の妥当性	5	⑥	
					業務量の把握、人員配置の妥当性	5	⑦	
	その他	重要事項の指摘			5	5	⑧	
特定 テーマ に対する 技術 提案	特定 テーマ 1	的確性	50	25	5	⑨		
					キーワードの網羅	5	⑩	
		実現性			説得力があるか	5	⑪	
					独創性	独創的で高度な提案があるか	10	⑫
	特定 テーマ 2	的確性			課題や留意点の把握が十分か	25	5	⑬
							キーワードの網羅	5

	実現性	説得力があるか			5	⑮
	独創性	独創的で高度な提案があるか			10	⑯
合計(100点満点)			100			

(2) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点			A	A'	B	B'	C	備考	
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	管理技術者として規定業務の両方に従事した	管理技術者として規定業務のいずれかに従事した	担当技術者として規定業務の両方またはいずれかに従事した	—	—	①
		専任性	他業務との兼任状況	手持ち業務の契約金額の合計が 2 億円未満かつ件数が 5 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 3 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	②
	照査技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績内容	管理技術者として規定業務の両方に従事した	管理技術者として規定業務のいずれかに従事した	照査技術者または担当技術者として両方またはいずれかに従事した	—	—	③
	担当技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績	独創的で高度な光の演出であった	—	左右に該当しない	—	一般的であり提案に工夫がない	④

(3) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

ただし、業務に適合しない提案については評価の対象としない。

評価項目	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
業務方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容が十分に理解されている	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解が不十分である	⑤	
	業務実施手順（フロー・工程表）	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、実効性のある工程である	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順に矛盾がある	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量が適切に把握されており、不測の事態にも対応できる人員配置である	—	左右に該当しない	—	業務量の把握が不適切である	⑦
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘があり、その方策が提案されている	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がある	—	技術提案説明書に示されていない独自の視点での指摘がない	⑧
特定テーマ1に対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑩
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されており説得力のない提案	⑪
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	一般的であり提案に工夫がない	⑫
特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題や留意点の把握が十分か	課題とともに、その設定根拠が具体的に示されている	—	左右に該当しない	—	課題が示されていない	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている（100%）	必要なキーワードが80%以上100%未満記載されている	必要なキーワードが60%以上80%未満記載されている	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている	必要なキーワードが40%未満である	⑭
	実現性	説得力があるか	具体的かつ論理的に示されており説得力のある提案	—	左右に該当しない	—	具体的かつ論理的に示されており説得力のない提案	⑮
	独創性	独創的で高度な提案があるか	独創的で高度な提案である	—	左右に該当しない	—	一般的であり提案に工夫がない	⑯